●●●●クラブ会則

（名　称）

第１条　この会は、●●●●クラブ（通称「●●●●」）と称する。

（事務所）

第２条　この会の事務所は、●●●●公民館に置く。

（会　員）

第３条　この会の会員は、●●地区に居住する概ね60歳以上の者とする。

　　　　ただし、社会活動の円滑な展開を資するため、60歳未満の者の会員の加入を妨げないものとする。

（目　的）

第４条　この会は、会員相互の親睦を図り、知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、明るく豊かな地域社会の発展に資することを目的とする。

（事　業）

第５条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）会員相互の親睦を図るための事業

　（２）会員の健康増進に関する事業

　（３）社会奉仕に関する事業

　（４）その他、この会の目的を達成するための必要な事業

（役　員）

第６条　この会に、次の役員を置く。

　（１）会長　　　１名

　（２）副会長　　●名

　（３）会計　　　●名

　（４）●●部長　●名

　（５）●●部長　●名

　（６）監事　　　●名

（役員の選任）

第７条　役員の選任は、総会において会員の承認を得て選任する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、●年とする。

ただし、再任を妨げないものとする。

（役員の職務）

第９条　役員の職務は、次のとおりとする。

　（１）会長は、会を代表し会務を統括する。

　（２）副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

　（３）会計は、この会の経理を担当する。

　（４）部長は、それぞれ専門部長として行事等を担当する。

　（５）監事は、この会の会計と業務を監査し、総会に報告する。

（会議等）

第10条　総会は、毎年度末に会長が招集し開催する。

　　　　 ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

　　　　 役員会は、必要に応じ随時、会長が招集し開催する。

（会　計）

第11条　この会は、会費、補助金、寄付金及びその他収入を以って運営する。

　　　　 会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

　　　　 会費は、会員一人あたり●●●●円とし、年度当初に徴収する。

附　則

　　この会則は、令和●年●月●日から施行する。